



- して指導しています。しかし、工事指定店によっては請け負っている工事が多い場合もあり、そうした時には十分な対応ができなくなるようです。今後は、下水道課へ連絡いただければ早急に対処します。
- Q・工事指定店によって見積額に隔たりがあるようですが？
- A・一般的な工法については、市が単価を決めていますから差異は無いと思います。トイレなどの改装規模や使用材料などによって、大工工事・給水設備工事の見積額に違いが出ているものと考えられます。
- Q・工事指定店に「市が単価を決めているので、それ以上に安くはできない」と言われましたが本当ですか？
- A・市が単価を決めているのは、不当に高い単価が使われないようにするためです。ですから工事指定店が値引きするのは構いません。実際に単価や経費を安くしているところもあります。
- Q・水洗化工事をお隣と一緒に施工し、管や柵を一緒に使うようにしたいのですが？
- A・申請は各々ですることになります。特に問題はありませんが、ただしこの場合は、申請書にお互いの使用承諾が必要となります。
- Q・水洗化工事が完了すれば、検査前に使えますか？
- A・使って構いません。使用料は工事が完了した日から算定されます。
- Q・今までの水洗トイレや浄化槽をそのまま使用できませんか？

- A・水洗トイレ(便器など)はそのまま使用できません。浄化槽は、維持管理が悪いと汚泥が周囲に悪臭を放ちますし、維持管理費用の問題もあります。永久に使用できないことなどを考え、廃止して直接下水道につながるようにしてもらっています。
- Q・簡易水洗トイレはそのまま使用できますか？
- A・簡易水洗は、タンク内の水の容量が少ないため水の出も少なく、管内の洗浄能力が低いため使用できません。便座は種類によってはそのまま使えますから、購入した店へ一度問い合わせしてみてください。
- Q・自家水や上水道の水圧が低いのですが、水洗にしても大丈夫？
- A・タンクを設けないで直接洗浄する場合は一定以上の水圧(一平方センチあたり〇・七キ以上)が必要ですが、タンクを設ければ何ら問題はありません。ただし、その場合でも水圧が低いとタンクに水がたまるまで多少時間がかかります。
- Q・下水道使用料はどれくらい？
- A・下水道使用料は、毎月下水道に流した汚水の量に応じて下水道料金表により計算します。汚水の量は、上水道使用の場合にはその使用水量で、井戸水の場合には一人当たり月六立方メートルで認定します。また、併用の場合は、上水道使用量と井戸水での換算量とを比較し、量の大きい方で計算します。(上の表参照)